

危険物新聞

第 349 号

発行所 財団法人 大阪府危険物安全協会

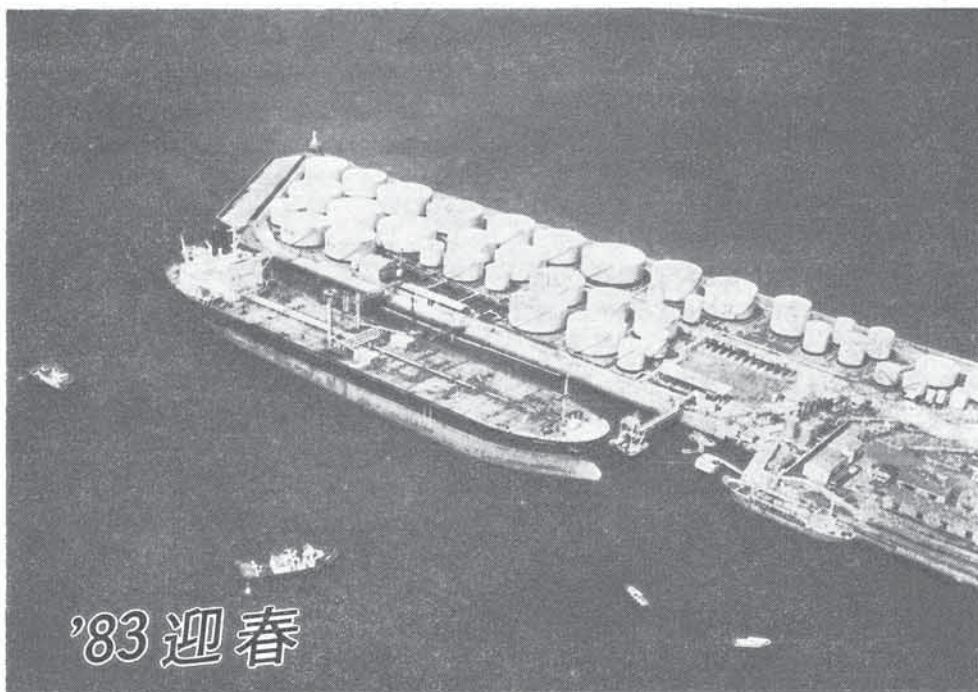
発行人 川 井 清 治 郎

大阪市西区新町 1 丁目 5 - 7

四つ橋ビル 8 階

TEL (531) 9717・5910

定 価 1 部 50 円



写真・大阪市此花区、桜島埠頭提供

'83 A HAPPY NEW YEAR !! Yes, we can.

応援します。私たちの防災。

YAMATO
SINCE 1918

65年のキャリアを生き、
総合防災のシステムメーカーとして
ヤマトは新たな可能性にチャレンジ。

ヤマト消火器株式会社

本 社 〒537 大阪市東成区深江北1-7-11 ☎06(976)0701(代)
東京本社 〒108 東京都港区白金台5-17-2 ☎03(446)7151(代)



懸賞論文優秀作品

「全員参加の防災活動」

榎大東化学工業所 小宮希士

ダイセルの爆発災害は、多くの従業員の尊い命を奪うばかりか、地域住民にも大きな被害をあたえ、化学工場の事故災害の「すざましさ」と「恐怖」を社会的に印象づけた。

当社でも過去（1961年～1971年）爆発火災事故を19回も繰返し、その中でも1967年8月12日午前10時20分、爆音とともに1人の生命が奪われた事故は、今も鮮明に脳裏に焼き残された家族の苦しみを自分のものとして、二度と犠牲者を出さない防災への取組みに新たな決意となった。

特に原因となった「間違いやすい配管・コック類」の改善、設備設置基準の作成、作業標準書の見直しと教育、そして安全意識の高揚、ならびに職場点検を目的に職場のグループ単位で、全員が参加する日常パトロールの実施などを行ったが、即、災害事故が減少するまでには至らず、1971年まで爆発火災は続いた。

そして、この10余年の間、安全衛生組織を確立し設備管理、作業管理、環境管理、健康管理、教育・訓練を充実させ、どんな小さな問題でも軽視せず、機敏できめこまかな防災の実戦で爆発火災を防止してきた。

I. 私たちが取組んだゼロ災害への実践

私たちの職場では、染料、写真剤、感光剤、その他の化成品中間体を製造しており、危険物をはじめ人体に有害な化学物質を大量に貯蔵・取扱い、それらを使用して化学反応させながら製品化している。だから安全に生産するために、使用機器の整備や快適な作業環境と安全な作業方法、さらに万一の場合の異常措置の確立は必須の条件である。

特に工場の周辺には、学校、病院、住宅、基幹道路（中央環状線、阪奈道路）にかこまれた環境の中で生産活動を続けていく条件は、ゼロ災害以外にない状況下におかれている。

私たちが取組んだゼロ災害への具体的取組みを特性要因図で表すと下記の通りになる。（省略）

II. 7つの要因の具体的取組み

(1) 安全衛生組織

労使で組織している中央安全衛生委員会は年間予算を持ち、年度始めに点検パトロールの指摘改善予算と防爆、ガス、粉じん、緊急時対策などの改善予算を計画的に実行に移し、問題点に機敏に対応できるようにしている。

委員会で予算化し管理していく方法は、全員参加のゼロ災害活動を推進し、点検パトロールや職場会議での問題点の抽出と改善に意欲をもたせ、職場に活気をもたらすものである。

そして、委員会の下部組織に5つの対策チーム（事故予防、腰痛、ガス・粉じん、環境測定、健康づくり）をもち、それぞれの方針に基づき活動を行っている。

また、委員会では安全衛生活動の年間計画を作り、全ての従業員が1ヶ月間、その月間の活動推進者として参加し、その活動を通じて安全衛生意識を高揚させている。

安全衛生管理室は、安全管理者を中心に看護婦を含めて6人が従事している。大東工場の従業員は170人だから、安全衛生に従事する人の比率は3.5%と高く、ゼロ災害へ向けた活動の推進母体となっている。

そして、各セクションに課安全管理者を組織し、毎月2回の職場運営会議でKYTなどを活用して問題点の抽出と、皆で知恵を出し合い働き易い職場づくりに成果を上げている。

(2) 機械設備の管理

機械設備の欠陥から災害を引き起こさないように、法規に定められたことはもちろんのこと、社内的に設計基準を作成し新規に設備・機械を導入する時には、事前に労使で点



**消防機器の
トップ・メーカー**

消防自動車から消火器まで

森田ポンプ株式会社

本社 大阪市生野区小路東5-5-20
☎ 06 (751) 1 3 5 1 (大代表)

検協議を行っている。そして、完成検査・使用開始や休止再開時の点検チェックし、指摘したものは改善が実行されない限り、使用開始を認めないことをシステム化している。

また、全ての機器に整備責任者を定め、日常点検カードによるチェックや、法規以外に反応釜の機種と取扱う薬品や反応条件に基づいて、月次、3ヶ月、6ヶ月点検を社内専門家によって実施し、事前にピンホールなどの事故による災害を防いでいる。

そして、2年前からTPM委員会をつくり、生産ラインでも点検だけでなく、整備・保全ができる方向を追求し、物的災害を未然に防ぐようになり、3年前の73件の物的事故が、今年度は45件に減少することができ、機械損失だけでなく、品質管理にも大きく成果を上げている。

(3) 作業管理

複雑・多岐にわたる化学反応や危険物の取扱いは、作業標準、操作手順が必須条件であり、そして、実際にそれを守らず指導と教育・訓練は欠かさず実行しなければならない。

以上のことから当社は、毎年1回防爆対策月間を設け標準書、手順書の見直しを行って教育をしている。

また、特殊作業（工事や点検業務）管理のために、タンク内作業や火気使用の許可制度を活用し、申請者→申請部署課長→工事担当→工事担当課長→安全管理者という手続きを取る義務付をすることによって、酸欠や火災爆発事故を防いでいる。

さらに、人間が本来もっている「不注意」による事故を防ぐために、作業標準、操作手順の遵守と全ての機器に標識、表示を取付け、設備の塗装基準をつくって色彩管理を行っている。

化学反応は間違いをしても安全とする「本質的安全」の確立は大変むずかしく、事後措置としての緊急時対策で対応をよぎなくされるが、仕事が複雑化すればするほど誤操作が生まれ易くなり、そのため事前に間違いをなくす手法が必要となる。

こうしたことから当社では、指差呼称運動を進めている。そして、この運動が定着するようスライドを活用した教育や毎日の朝礼時に、訓練を繰返し実行し、「声を出す」抵抗を取り除くことによって、職場で実践されるようになってきた。

(4) 環境管理

快適な作業環境で働き易い職場をめざして、各職場から選出した委員で構成する環境測定チームによって測定を実施し、測定結果に基づいて環境改善に取り組んでいる。

特に集じん、収ガス装置の点検・整備には力を入れ、日常、月次点検や定期的に分解検査を行うなど、きめこまかな管理をすることによって、トラブルを防止している。

同時に、緊急事態が発生し多量のガスが発生する場合に備えた緊急用ダクトを全ての反応釜に対応できるように設置している。このことによって、異常反応時のガス発生の場合と冷静で適切な措置がとれるようになった。

また、職場の日常パトロールにより、相互間の指摘によって5Sの推進も進んできたが、この体制が確立するまでは、いくつかの問題点を経験した。

全員が参加する職場パトロールは、常にパトロールの実施状況や指摘事項に機敏に対応し改善していかなければ、パトロールの位置づけが弱くなり、マンネリ化し実施されなくなることである。こうしたことから、週1回職場グループ単位に結果をまとめてフォローし、よく指摘してくれる人や常にかかさずパトロールを実施している職場を表彰するなど、意識の高揚をはかっている。

(5) 健康管理

当社の平均年齢も40才を越え、中高年対策の一つとして健康づくり推進委員会を2年前からつくっている。そして、シルバーヘルスプランに基づき、トレーナの育成やスポーツレクリエーション行事の実施、ジョギング教室の企画と社内にジョギングコースをつくるなど、体力づくりの推進をしている。

また、職場体操も外部より講師を呼んで、体操の意義と



暮らしに安心と安全をお届けする

屋内外消火栓設備
スプリンクラー設備
ドレンチャー設備
泡消火設備
ガス消火設備
粉末消火設備
自動火災報知設備
避難設備

創業30年の実績と経験で信頼いただく
防災のことならサンワにお任せください

あらゆる消防設備・設計・施工・保守・点検

株式会社 三和商会

本社 大阪市西区江戸堀1丁目23番21号
〒550 電話 (06) 443-2456(代)
平野営業所 大阪市平野区長吉出戸2丁目4番6号
〒547 電話 (06) 707-3341



指導をしてもらい現在では1日に3回の体操を行っている。特に、朝の腰痛体操は専門家の協力を得て独自の体操を開発し、ピアノの曲に合わせて楽しく行っている。

そして、健康診断は一般健診から総合健診に切り替え、疾病の早期発見と早期治療、職場配置などの個別管理で事後措置を充実させている。同時に健康手帳をつくり全員に配布して、健診結果や自覚症状のチェック表、健康づくりの目標、日々の健康メモなどを記録することによって自己管理能力を高め、3～4年前までの長期病欠者が常時10人位を数えていた状況から、最近では0～2人位に減少させている。

こうして、心身ともに健康で働けるような環境づくりが、ゼロ災害運動につながり職場も、生きいきと活気ができてきている。

(6) 教育・訓練

当社の教育・訓練は、安全衛生教育体系に基づいて実施している。

社外での教育・訓練及び法規に基づく各種資格取得は、個人別教育一覧表を作成して管理し計画的に行っている。

また、社内での教育・訓練は、朝礼時を利用して月2回、各30分社内講師の講演や映画、スライド、VTRを活用している。さらに社外から講師を招く場合は、終業1時間前を利用して参加率を高める努力をしている。そして、受講状況を個人別一覧表で管理しているが、全員を対象に行う場合は、社内講師が自分の専門分野から専門用語やむずかしい理論を話す時は不評を買い成功せず、参加も悪くなる傾向を今だ克服しきれない弱点をもっている。

緊急時総合訓練は、自衛消防隊を横断的に組織し年3回実施している。同時に職場ごとの訓練も創意と工夫を出し合って、年3回実施し、消火設備の点検も法定以外に、3ヶ月自主点検を確立して整備している。

(7) その他

工事関係の外注業者の安全衛生管理は、契約時に当社の規則を確認書で取りかわし、その都度教育を実施して、保

護具の着用や不安全行動を社内立合い者を通じてチェックし、成績一覧表を掲示して業者の安全衛生意識の高揚に努めている。

また、表彰制度をつくり、5Sや保護具の徹底、事故予防などに成果を上げている職場、個人を毎月の中央安全衛生委員会で審議して表彰を行い、予防への関心を高めている。

III. まとめ

以上、述べてきた活動を通じてゼロ災害に挑戦しているが、問題は全員がこの挑戦に参加することにある。

化学産業の不況が長期に続き、しかも中小企業という経営環境の中で、「全員が経営に参加」し知恵と力を出し合って、経営を改善する土壌の目ばえは、労使の協力体制として1978年から実践されている。そして、毎月2回の職場運営会議は、職場の改善や事故予防の話し合いにより、安全で健康で働き易い職場をめざした全員参加の防災活動に、力強いものとして前進している。



空調設備機器製造・販売

オイルタンク用液面計
遠隔式警報ユニット液面計
各種液体タンク用液面計
フロートスイッチ・微圧スイッチ
タンク部品一式

独自の技術により、正確・安全
ローコストを追求する

GIKEN

TEL 06(253)0414(代表)

株式会社技研

〒542 大阪市南区北炭屋町27番地 野々垣ビル ☎ 253-0414-5

危険物製造所等の “予防規程”作成要領

(その 5)

大阪市消防局予防部危険物課

■モデル A (塗料製造工場)

〈日塗聯大阪工場、予防規程〉

第 1 輯 総則

第 2 章 安全委員会等

第 3 章 保安管理体制

第 4 章 一般規定

第 5 章 予防管理

(運転管理)

第 15 条 危険物施設等における設備機器等の運転・操作

(危険物の取扱い作業を含む。以下同じ)は、危険物品(危険物、高圧ガス、毒劇物、放射性物質その他火災予防上支障となる物質をいう。以下同じ)の性状並びに設備機器の性能及び取扱方法を熟知し、十分に保安を確保したうえで行わなければならない。

- 2 危険物施設等における設備機器の運転・操作は、「作業標準」に定める方法、手順等に基づいて行うものとし、作業者は「作業標準」を熟知し、これを忠実に遵守しなければならない。
- 3 「作業標準」は次に掲げる事項について、予防責任者が作成し、これを専門委員会にはかり決定しなければならない。(「作業標準」を変更する場合も同様とする)
 - (1) 危険物の受入及び払出しの方法に関する事
 - (2) 危険物施設等における設備機器の初期の運転・操作に関する事
 - (3) 危険物施設等における設備機器の通常の運転・操作に関する事
 - (4) 運転開始前及び運転終了後の設備機器の点検に関する事
 - (5) 異常事態並びに緊急事態発生時の措置方法に関する事
 - (6) 運転・操作の交代時の引継方法に関する事
 - (7) その他必要な事項に関する事
- 4 予防責任者は、危険物施設等の設備機器及び運転・操作方法に変更等があった場合並びに毎年〇月に「作業標準」の見直しを行い必要のある場合は、これを変更しなければならない。

(貯蔵・取扱等の管理)

第 16 条 危険物施設等において、危険物品の貯蔵、取扱及び運搬(以下「貯蔵・取扱等」という)を行う場合は、「貯蔵・取扱等の基準」を遵守しなければならない。

2 前項に規定する「貯蔵・取扱等の基準」は次に掲げる事項について予防責任者が作成し、これを専門委員会にはかり決定しなければならない。(基準を変更する場合も同様とする)

- (1) 物理的及び化学的の性質に関する事
- (2) 引火性、発火性、爆発性、有害性及び腐食性に関する事
- (3) 貯蔵、取扱、運搬及び廃棄上の注意事項に関する事
- (4) 漏洩時の措置に関する事
- (5) 消火方法に関する事
- (6) 救急措置に関する事
- (7) その他危険物品の取扱作業上、保安について必要と思われる事

第 6 章 施設等の管理及び工事管理

(施設等の管理)

第 17 条 危険物施設を法令に定める技術上の基準に適合するように維持し、その機能を保持するため、日常点検、定期点検及び臨時点検を行う。

- 2 日常点検は、担当施設について保安監督者等が専門委員会の承認を受けて作成した「日常点検基準」に従い、次により行わなければならない。
 - (1) 始動前に設備機器、計器類等の点検を行い、支障の有無を確認すること
 - (2) 運転開始直後に、設備機器、計器類等の異常の有無について点検すること
 - (3) 作業中は、随時設備機器、計器類等の異常の有無について点検すること
 - (4) 終業時は、設備機器が定められたとおりに停止されているか、危険物のくず、かす等の処理が適切にされているか点検すること
- 3 定期点検は、施設責任者が保安監督者と協議のうえ、次に掲げる事項について作成し、専門委員会の承認を受けた「定期点検基準」に従い行わなければならない。
 - (1) 建築物その他の工作物
 - (2) 塔槽類、熱交換器、ポンプ、配管、弁その他の設備機器
 - (3) 変電設備、電動機、配線その他の電気設備
 - (4) 温度、圧力、流量、液面等の指示計、制御装置その他これらに類する設備
 - (5) 給排気等の換気設備

- (6) 消防用設備等、避雷設備その他の保安設備
- 4 臨時点検は、保安監督者が必要であると認めた場合に、予防責任者及び施設責任者と当該必要事項について作成し、専門委員会の承認を受けた「臨時点検計画」に従い行わなければならない。
- 5 保安監督者は、担当者が日常点検、定期点検及び臨時点検を行う場合には、保安上必要な指示を行わなければならない。
- 6 日常点検、定期点検又は臨時点検の際に異常を発見した場合は、応急処置を行うとともに、保安監督者等その他の関係者に速報し、保安監督者等の指揮に従い改修措置を講じなければならない。
- 7 日常点検、定期点検及び臨時点検の結果並びにそれらに伴う改修事項は、点検又は改修を行った者がこれを記録し、保安監督者を経て予防責任者に報告しなければならない。
- 8 保安監督者等は、前項の記録を確認し、改善を必要とするものについては、適切な処置を講じなければならない。
- 9 日常点検基準及び定期点検基準の作成上の留意事項、定期点検の時期、記録の保存期間その他日常点検、定期点検及び臨時点検の実施についての細目は、細則に定めるところによる。

(工事管理)

第18条 危険物施設等において工事を行おうとする者は、工事責任者を定め、次に掲げる事項について、工事計画を策定し、当該危険物施設等に係る保安監督者等を経て、防火管理者に別記第2号様式による「工事許可願出書」を提出しなければならない。

- (1) 工事の内容及び期間に関すること
- (2) 火気使用の状況及びその保安措置に関すること

- (3) 作業工程及び工程ごとの保安措置に関すること
- (4) 工事場所付近の危険物、可燃性ガス等の取扱状況及びその保安措置に関すること
- (5) 工事場所付近の消防用設備等の配置状況に関すること
- (6) 工事の保安監督体制及び工事責任者に関すること
- 2 防火管理者は、工事の内容、周囲の危険性及びこれらに対する予防措置等について、予防責任者及び施設責任者等と検討し、防災上支障がないと認めた場合は、これを許可することができる。この場合において、保安管理上必要があると認めるときは、条件を附加しなければならない。
- 3 前項の許可事項及び附加された条件は、工事の途中においては変更できないものとし、やむを得ず変更しようとする場合は、あらかじめ許可を受けなければならない。
- 4 防火管理者は、関連する危険物施設等の従業員に、工事責任者は工事関係者に、それぞれ工事計画の内容及び保安上必要な事項について、周知徹底しなければならない。
- 5 工事を行おうとする者は、工事計画の内容を熟知したうえで、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 工事責任者は、保安監督者等の立会いのもとに、工事に関する許可事項及び附加された条件の履行状況について確認をうけたうえで工事に着手させるとともに、工事が完了したときは、その旨を保安監督者等に連絡しなければならない。
 - (2) 工事責任者は、工事場所を離れるときは必ず代行者を指定し、工事の監督をさせなければならない。
 - (3) 工事責任者は、工事場所の見やすい箇所に「工事許可済」の標識を掲出しなければならない。
 - (4) 工事に従事する者は、危険物、可燃性ガス等の危険物品をみだりに放出させないこと



消防用設備

SAFETY AND FIRE ENGINEERING  消防防火協会会員

株式会社 マルナカ

- | | |
|-----------|-----------|
| 防災・設備・設計 | 消火器具一式 |
| 施工・保守・点検 | 避難設備 |
| 屋内外消火栓設備 | 自動火災報知設備 |
| スプリンクラー設備 | 非常放送設備 |
| ドレンチャー設備 | 漏電警報器 |
| 泡消火設備 | 防災設備全般 |
| ガス消火設備 | 安全衛生保護具機器 |
| 粉末消火設備 | 公害防止機器 |

- 本社 〒530 大阪市北区中崎西4-2-27
TEL (06)371-7775(代)・372-3277(代)
- 東京支店 〒112 東京都文京区千石4丁目24番4号
TEL (03)944-0161(代)
- 神戸支店 〒653 神戸市長田区東尻池町3の4の19
TEL (078)681-5771

- (5) 「工事に従事する者は、工事責任者及び保安監督者等の防災上の指示に従わねばならない。
- 6 保安監督者等は、工事が当該許可事項及び附加された条件どおり常に履行されているか注意をはらい、工事終了時には、工事が計画どおりに行われたかどうかについて確認しなければならない。
- 7 工事の内容が、消防署その他の官公署への許可、承認、検査等の手続きを要するものにあつては、許可、承認等を受けるまでは着工してはならず、検査を受けるまでは当該施設等を使用してはならない。
- 8 工事責任者の資格並びに工事の監督、関連施設との連絡及び施工業者の教育の方法その他工事の実施についての細目は、細則に定めるところによる。

第7章 火災警報等の発令時の措置

(火災警報その他の警報及び注意報発令時の措置)

- 第19条 防火管理者は、火災警報、異常乾燥注意報その他気象上の警報又は注意報が発令された場合は、その旨を当工場内の全域に伝達するとともに、火気使用の中止又は制限、危険物の取扱い制限その他必要な指示を与えなければならない。
- 2 各種の警報又は注意報の発令中は、予防責任者は、担当施設の巡回を行い火気使用、危険物品の取扱い作業等について監督し、必要に応じ指示を与えなければならない。

(次号に続く)

5千キロタンク破裂

荷受作業中、通気管の閉塞か

10月19日午後7時頃、神戸市M商事油槽所で、タンカーより二塩化エチレン(第1石油類)を荷揚げ作業中、5000キロリットルの屋外タンクがパーンという音とともに天板部分が破裂する事故が発生した。

この屋外タンクは昭和45年に設置された直径20メートル高さ16mのドームルーフ型で、当日午後3時30分頃より荷受作業をしていた。

被害状況は、天板と側板の継目付近外周約63メートルのうち約3分の1で、タンクの側板、底板等には亀裂等はなく、内容物の流出はなかった。又、死傷者等もなかった。

なお、原因については目下調査中であるが、径8インチの通気管が、さび等により閉塞していたのではないかとみられている。

この事故の詳細は、大阪市危険物安全協会主催1月26日の研修会で発表の予定。

甲種と乙種4類取扱者試験

2月20日、府立大学で

大阪府では、昭和57年度第3回試験を、2月20日、府立大学で、甲種と乙種4類について実施する。願書の受付は1月27、28日の両日大阪府職員会館で行われる。

願書には完成検査済証を

甲種、乙種とも受験資格に危険物製造所等における実務経験を必要とし、願書にその証明欄があるが、前回より製造所等の完成検査済証(コピーでも可)を添付するようになったので注意されたい。

又、乙種から甲種への受験者、乙種受験者のうち科目免除者はいずれも保安講習受講の有無がチェックされる。

受験準備講習は8面掲載のとおり実施する。

ハツタは安全を先取りします。

ハツタ 粉末(ABC)消火器

消火器・消火装置の総合メーカー

株式会社 初田製作所

本社工場/大阪府枚方市招提田近3丁目5番地 〒573
TEL (0720) 56-1281 (代)

大阪支社/TEL (06) 473-4871~4
枚方営業所/TEL (0720) 56-1280
増出張所/TEL (0722) 21-3444

80年代ハツタの提言●ハツタは安全をさらに追求いたします●ハツタはフロンティア精神をモットーにいたします●ハツタは心のふれあいを大切にいたします

危険物取扱者養成講習ご案内

昭和57年度第3回危険物取扱者試験実施に際し、受験者の予備知識向上のため、次のとおり受験準備講習会を開催いたします。

1. 日時・会場

種別	講習日	時間	会場
甲種	1月31日(月)、2月2日(水)、 2月7日(月)	午前 9時30分～4時	※大阪府商工会館 (地下鉄本町駅17号出口)
乙種第4類	1期 1月19日(水)、2月3日(木)	9時30分～4時	大阪府商工会館
	2期 1月20日(木)、2月5日(土)	9時30分～4時	大阪府商工会館
	3期 1月21日(金)、2月9日(水)	9時30分～4時	大阪府商工会館
	4期 1月24日(月)、2月4日(金)	9時30分～4時	堺市市民会館 (高野線堺東駅ヨリ約8分)
	5期 1月25日(火)、2月1日(火)	9時30分～4時	※茨木市商工会館 (国鉄、阪急、茨木駅ヨリ約13分)
	6期 (夜) 1月21日(金)、2月3日(木)、 2月9日(水)	午後 5時30分～9時	大阪府商工会館
休日コース	1月15日(祭)、1月30日(日) 2月11日(祭)	午前 10時～4時	※市立(森ノ宮)労働会館 (国鉄、地下鉄森ノ宮駅ヨリ2分)

2. 申込方法

所定の申込書に会費を添え、次の申込期間、申込所で申込み、テキスト、受講票、受験願書用紙を受領のこと。会場及び郵送での申込みは一切受け付けません。

各講習会場は定員制につき、各申込所にそれぞれ期別定員の割当てをしますから、申込期間中各申込所においても定員に達し次第満員締めさせていただきます。 ※印会場では写真撮影はしません。

休日コース は電話 (531-9717) で予約受け、満席次第締め切ります。(定員80名)

3. 受付期間と場所

受付場所	日 時
岸和田市消防本部内	岸和田市火災予防協会 1月13日(木) 14時00分～16時00分
豊中市消防本部内 (阪急・豊中駅南へ5分)	豊中防火安全協会 1月13日(木) 9時30分～11時30分
茨木市消防本部内	茨木市災害予防協会 1月13日(木) 13時30分～16時00分
東大阪市西消防署内 (近鉄・小阪駅北へ6分)	東大阪市西防火協力会 1月14日(金) 9時30分～11時30分
地下鉄・守口駅前	守口消防署 1月14日(金) 14時00分～16時00分
堺市消防署内 (阪堺線・大小路駅前)	堺防災協会 1月14日(金) 13時30分～15時30分
地下鉄・四ツ橋駅北出口2号 (四ツ橋ビル8階)	大阪府危険物安全協会 1月18日(火) 10時00分～16時00分

(注) 各受付場所とも、昼食時は避けて下さい。

4. 会 費 (テキスト代を含む) () 内金額はテキスト不要の場合

種別	会 員	会 員 外	ただし 6期は各500円割増
甲種	11,000円 (10,000円)	13,000円 (12,000円)	
乙種	7,000円 (6,000円)	8,000円 (7,000円)	
乙種休日コース	10,000円 (9,000円)	12,000円 (11,000円)	